

平成二十五年九月三日（火曜日）
福島県報号外第六十一号別冊

第五種共同漁業権遊漁規則

目 次

真野川漁業協同組合 内共第一号 (真野川)	1
新田川・太田川漁業協同組合 内共第二号 (新田川)	4
新田川・太田川漁業協同組合 内共第三号 (太田川)	7
室原川・高瀬川漁業協同組合 内共第四号 (請戸川)	10
熊川漁業協同組合 内共第五号 (熊川)	14
富岡川漁業協同組合 内共第六号 (富岡川)	17
木戸川漁業協同組合 内共第七号 (井出川)	20
木戸川漁業協同組合 内共第八号 (木戸川)	23
夏井川漁業協同組合 内共第九号 (夏井川)	26
鮫川漁業協同組合 内共第十号 (鮫川)	30
阿武隈川漁業協同組合 内共第十一号 (阿武隈川)	33
久慈川第一漁業協同組合 内共第十二号 (久慈川)	36
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 内共第十三号 (猪苗代湖)	39
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 内共第十四号 (秋元湖)	42
檜原漁業協同組合 内共第十五号 (小野川湖)	45
檜原漁業協同組合 内共第十六号 (檜原湖)	48
西会津非出資漁業協同組合 内共第十七号 (阿賀川)	51
阿賀川非出資漁業協同組合 内共第十八号 (阿賀川・日橋川)	54
会津非出資漁業協同組合 内共第十九号 (大川)	57
南会津非出資漁業協同組合 内共第二十号 (大川)	60
只見川漁業協同組合 内共第二十一号 (只見川)	63
沼沢漁業協同組合 内共第二十二号 (沼沢湖)	66
野尻川非出資漁業協同組合 内共第二十三号 (野尻川)	69
伊北地区非出資漁業協同組合 内共第二十四号 (只見川)	72
南会津西部非出資漁業協同組合 内共第二十五号 (伊南川)	75
檜枝岐村漁業協同組合 内共第二十六号 (檜枝岐川・只見川)	78
檜枝岐村漁業協同組合 内共第二十七号 (大鳥湖・奥只見湖・只見川)	81
伊北地区非出資漁業協同組合 内共第二十七号 (大鳥湖・奥只見湖・只見川)	84
魚沼漁業協同組合 内共第二十七号 (大鳥湖・奥只見湖・只見川)	87
檜枝岐村漁業協同組合 内共第二十八号 (尾瀬沼・沼尻川)	90
利根漁業協同組合 内共第二十八号 (尾瀬沼・沼尻川)	93

- 一 漁業権の免許番号 内共第一号（真野川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
真野川漁業協同組合 南相馬市鹿島区西町一丁目一番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
真野川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、真野川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第一号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者とする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、いわな、やまめ及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規	模
手釣、竿釣、船釣	竿数は、一人二本以内。ただし、あゆ釣にあつては竿数は、一人一本	
投網	目合は、二・四センチメートル以上。ただし、いわな及びやまめにあつては、三センチメートル以上	

（遊漁期間）
第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期	間

いわな、やまめ	四月一日から九月三〇日まで
あゆ	七月一日から十二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間
こい、うぐい、ふな、うなぎ	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	一月一日から翌年三月三十一日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 真野川漁業協同組合事務所
- (2) 真野川漁業協同組合遊漁承認取扱所

第五条 潮止堰堤上流端から上流桜田橋橋脚上流端までの区域においては、投網による遊漁をしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

（全長制限）
第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル以下	
うなぎ	二センチメートル以下	
うぐい	七センチメートル以下	

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、やまめ、いわな	手釣、竿釣、船釣	一日 一、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一、五〇〇円（遊漁現場） 一年 五、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 五、五〇〇円（遊漁現場）
	投網	一日 一、五〇〇円（組合事務所又は取扱所） 二、〇〇〇円（遊漁現場） 一年 七、五〇〇円（組合事務所又は取扱所） 八、〇〇〇円（遊漁現場）
わかさぎ	手釣、竿釣、船釣	一日 五〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一、〇〇〇円（遊漁現場）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 真野川漁業協同組合事務所
- (2) 真野川漁業協同組合遊漁承認取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
（遊漁に際し守るべき事項）

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなくてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第十条 漁場監視員は、この規則の履行に關して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者

が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

遊漁承認証 No.	
下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊漁者 (住所) (氏名)	
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 真野川漁業協同組合 (印)	
注 意 事 項	
1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。	

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証 No.	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	年齢
住所	
有効期間 発行者 真野川漁業協同組合 (印)	
注 意 事 項	
漁業監視員は、漁業権漁場を監視するときは、常に漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けなければならない。	

- 一 漁業権の免許番号 内共第二号（新田川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
新田川・太田川漁業協同組合 南相馬市原町区桜井町二丁目百二十番地の八
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
新田川・太田川漁業協同組合内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第一条 この規則は、新田川・太田川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。
2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣 <small>さおづり</small>	あゆ釣における竿数は、一人一本とする。
投網	網目は、二四ミリメートル以上とする。ただし、やまめ及びいわなを対象とするときは、三〇ミリメートル以上とする。

3 第一項の規定にかかわらず、あゆ漁におけるオランダ仕掛け及び餌釣のよせ餌漁は、これを禁止する。
(遊漁期間)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚 種	期 間
-----	-----

こい、ふな	一月一日から二月三十一日まで。ただし、投網による遊漁は、六月一日から七月三十一日まで禁止
うぐい、うなぎ	一月一日から二月三十一日まで
あゆ	七月一日から二月三十一日まで。ただし、投網による遊漁は、八月一日から二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間
いわな、やまめ	四月一日から九月三〇日まで。ただし、投網による遊漁は、六月一日から七月三十一日まで禁止

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 新田川・太田川漁業協同組合事務所
- (2) 新田川・太田川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

第五条 前条第一項に定める期間内であっても、次の表の上欄に掲げる区域内においては、同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
新桜井橋より下流全域	九月二〇日から二月三十一日まで

2 投網による遊漁は、次の表の上欄に掲げる区域においては、同表の下欄の期間中は、してはならない。

区 域	期 間
市道北新田深野線門前橋上流端から上流県道原町川俣線柏ノ木橋上流端までの区域	六月一日から翌年三月一日まで

3 あゆの流し釣漁法による遊漁は、県道北泉小高線鮭川橋（どんぼ橋）橋脚上流端から上流市道上流市道上流佐泉線鮭川橋（須賀内橋）橋脚上流端までの区域以外で行つてはならない。

4 その他組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定

めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。
5 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。
(全長制限)

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル以下
うなぎ	二一センチメートル以下
うぐい	七センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生のときは投網による場合を除き無料とし、身体障害者(関係地区に住所を有する者に限る。)又は高齢者(満七十五才以上)のときは投網による場合を除き、当該額の二分の一に相当する額(現場加算額を除く。)とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		手釣、竿釣	投網
全魚種		一日 一、五〇〇円(組合事務所又は取扱所) 一年 六、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所) 遊漁現場における取扱は、五〇〇円増しとする。	一年 九、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所) 遊漁現場における取扱は、五〇〇円増しとする。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 新田川・太田川漁業協同組合事務所
- (2) 新田川・太田川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

遊 漁 承 認 証	
No	
下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊 漁 者	年 齢
(住所)	
(氏名)	
承 認 期 間	
魚 種	
漁 具 ・ 漁 法	
遊 漁 区 域	
遊 漁 料	
発行者	
新田川・太田川漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
<p>1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p>

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住 所	年 齢
氏 名	
有 効 期 間	
発 行 者	
新田川・太田川漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
<p>漁業監視員は、漁業権漁場を監視するときは、常に漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する胸章を着けなければならない。</p>

一 漁業権の免許番号 内共第三号（太田川）

二 漁業権者の名称及び住所

新田川・太田川漁業協同組合 南相馬市原町区桜井町二丁目百二十番地の八

三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日

四 認可に係る遊漁規則

新田川・太田川漁業協同組合内共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、新田川・太田川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第三号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、わかさぎ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	あゆ釣における竿数は、一人一本とする。
投網	網目は、二四ミリメートル以上とする。ただし、やまめ及びいわなを対象とするときは、三〇ミリメートル以上とする。

3 第一項の規定にかかわらず、あゆ漁におけるオランダ仕掛け及び餌釣のよせ餌漁は、これを禁止する。

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
-----	-----

こい、ふな
一月一日から二月三十一日まで。ただし、投網による遊漁は、六月一日から七月三十一日まで禁止

うぐい、うなぎ、わかさぎ
一月一日から二月三十一日まで

あゆ
七月一日から二月三十一日まで。ただし、投網による遊漁は、八月一日から二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間

いわな、やまめ
四月一日から九月三〇日まで。ただし、投網による遊漁は、六月一日から七月三十一日まで禁止

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

(1) 新田川・太田川漁業協同組合事務所

(2) 新田川・太田川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条第一項に定める期間内であっても、次の表の上欄に掲げる区域内においては、同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
常磐線鉄橋より下流全域	九月二〇日から二月三十一日まで

2 その他組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル以下

うなぎ	二センチメートル以下
うぐい	七センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生のときは投網による場合を除き無料とし、身体障害者(関係地区に住所を有する者に限る。)又は高齢者(満七十五才以上)のときは投網による場合を除き当該額の二分の一に相当する額(現場加算額を除く。)とする。

全魚種	魚種	漁具・漁法	遊漁料
	手釣、竿釣	一日 一、五〇〇円(組合事務所又は取扱所) 一年 六、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所) 遊漁現場における取扱は、五〇〇円増しとする。	
投網	一年 九、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所) 遊漁現場における取扱は、五〇〇円増しとする。		

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 新田川・太田川漁業協同組合事務所

(2) 新田川・太田川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

遊漁承認証	
No.	
下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊漁者	年齢
(住所)	
(氏名)	
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 新田川・太田川漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	年齢
氏名	
有効期間 発行者 新田川・太田川漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項

漁業監視員は、漁業権漁場を監視するときは、常に漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する胸章を着けなければならない。

一 漁業権の免許番号 内共第四号（請戸川）

二 漁業権者の名称及び住所 双葉郡浪江町大字権現堂字下川原九十四番

代表者 室原川・高瀬川漁業協同組合

地の二 双葉郡浪江町大字北幾世橋字荒井前二番地

三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日

四 認可に係る遊漁規則 室原川・高瀬川漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、室原川・高瀬川漁業協同組合（以下「組合」という。）及び泉田川漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第四号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、わかさぎ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項又は第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規	模
竿釣	あゆ釣りの場合における竿数は、一人一本。リールは、使用禁止	
たも網	たも網の口径は、五〇センチメートル以下	
投網	網目は、二・四センチメートル以上	

3 第一項の規定にかかわらず、あゆの餌釣、あゆのオランダ仕掛けによる漁法、あゆの集魚式漁法及びあゆのシャクリ釣（複数の錨針を上下させ、引つ掛けて釣る漁法）

は、禁止する。

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期	間
あゆ	六月一五日から一二月三一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間。ただし、投網による遊漁は、八月一日から一二月三一日まで	
こい、ふな、うぐい、うなぎ、わかさぎ	一月一日から一二月三一日まで	
やまめ、いわな	四月一日から九月三〇日まで	

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

(1) 室原川・高瀬川漁業協同組合事務所

(2) 室原川・高瀬川漁業協同組合遊漁承認証取扱所（禁止区域）

第五条 前条第一項の規定による期間内であっても、次の表の上欄に掲げる区域内において、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区	域	期	間
請戸川	大柿ダム上流防塵浮標上流八〇メートルから下流洪水吐末端下流二〇〇メートルまでの区域	一月一日から一二月三一日まで	
高瀬川	焼築頭首工上流端から上流一五〇メートル及び下流一〇〇メートルまでの区域	一月一日から一二月三一日まで	
請戸川	掃部関頭首工上流端から下流一〇〇メートル	四月一日から七月一五日まで	

高瀬川 鷹ノ巣橋橋脚上流端から小野田橋橋脚上流端までの区域	区 域	期 間	漁具及び漁法
高瀬川 鷹ノ巣橋橋脚上流端から小野田橋橋脚上流端までの区域		六月一五日から九月三〇日まで	友釣

2 次の表の上欄に掲げる区域において同表の中欄に掲げる期間内にするあゆの竿釣による遊漁については、第三条第三項の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる漁具及び漁法以外の遊漁をしてはならない。

高瀬川 眼鏡橋橋脚上流端から請戸川合流点までの区域	請戸川 国道六号線請戸川橋橋脚上流端から下流全域	五月一日からあゆ解禁日前日まで（第四条第一項の表あゆの項で規定する組合が別に定めて公示する期間の開始日の前日まで）	五月一日からあゆ解禁日前日まで（第四条第一項の表あゆの項で規定する組合が別に定めて公示する期間の開始日の前日まで）
高瀬川 国道六号線高瀬川橋橋脚上流端から請戸川合流点までの区域	請戸川 国道六号線請戸川橋橋脚上流端から下流全域	九月一五日から一月三〇日まで	九月一五日から一月三〇日まで

3 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

4 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。
(全長制限)

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル以下
うなぎ	二一センチメートル以下
うぐい	六センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生又は中学生のときは、無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、わかさぎ、いわな、やまめ	手釣、竿釣、たも網、置針	一日 一、五〇〇円（組合事務所又は取扱所） 二、〇〇〇円（遊漁現場） 一年 六、五〇〇円（組合事務所又は取扱所） 七、〇〇〇円（遊漁現場）
あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ	投網	一年 九、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 九、五〇〇円（遊漁現場）

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁の場合、同表の中欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、同表の下欄のとおりとする。

漁具・漁法	遊漁者	遊漁料

たも網、 置針、手 釣、竿釣	身体障害 者（一級 から三級 まで）	一年三、〇〇〇円（組合事務所）
----------------------	-----------------------------	-----------------

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、前項の身体障害者を除く遊漁者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 室原川・高瀬川漁業協同組合事務所
- (2) 室原川・高瀬川漁業協同組合遊漁承認証取扱所（ただし、前項の身体障害者を除く。）

（遊漁承認証に関する事項）

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号により遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

遊 漁 承 認 証	
No.	
下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊 漁 者	年 齢
(住所)	
(氏名)	
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 室原川・高瀬川漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
<p>1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。</p>

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	年 齢
氏名	
有効期間 発行者 室原川・高瀬川漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
<p>漁場監視員は、漁業権漁場を監視するときは、常に漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けなければならない。</p>

- 一 漁業権の免許番号 内共第五号（熊川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
熊川漁業協同組合 双葉郡大熊町大字熊川字久麻川四百九十五番地の一
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則

熊川漁業協同組合内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、熊川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第五号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、やまめ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行はなければならない。

漁具・漁法	規	模
手釣、竿 <small>さお</small>	竿数は、一人一本	
投網	網目は、三・三センチメートル以上	

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行はなければならない。

魚種	期	間
うぐい	一月一日から	二月三十一日まで

やまめ	四月一日から九月三〇日まで
あゆ	七月一日から九月三〇日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞に掲載するものとする。

(1) 熊川漁業協同組合事務所

(2) 熊川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
やまめ	一五センチメートル以下	
うぐい	七センチメートル以下	

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊	漁	料
全魚種	手釣、竿 <small>さお</small>	一日	八〇〇円	
		一年	四、〇〇〇円	
		一年（中学生）	一、〇〇〇円	
投網	一年	四、〇〇〇円		

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 熊川漁業協同組合事務所

(2) 熊川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証

(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する胸章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

遊漁承認証
第 号
平成 年度
氏名
承認期間
注意事項
発行者 熊川漁業協同組合 (印)

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名	(年齢)
住所	

有効期間
発行者
熊川漁業協同組合 (印)

注 意 事 項

- 1 漁場監視員証を必ず持参し、腕章を着けること。
- 2 遊漁者に対して、漁具・漁法に違反のないよう十分注意し、資源の確保に努力すること。

- 一 漁業権の免許番号 内共第六号（富岡川）
- 二 漁業権の名称及び住所
富岡川漁業協同組合 双葉郡富岡町大字本岡字王塚四百三十二番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
富岡川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第一条 この規則は、富岡川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第六号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、うぐい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。
2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規	模
手釣、竿 <small>さお</small> 釣	竿数は、一人二本以内。ただし、あゆ釣の場合にあつては、竿数は、一人一本	
投網、さで網	網の目は、一・七センチメートル以上。ただし、やまめ及びいわなを対象とする場合は、三センチメートル以上	さで網の最長口径は、七〇センチメートル以下

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期	間
----	---	---

あゆ	六月一日から二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間。ただし、投網又はさで網については、組合が別に定めて公示する期間。
うぐい	一月一日から二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三〇日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞に掲載するものとする。

- (1) 富岡川漁業協同組合事務所
- (2) 富岡川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(禁止区域)

第五条 前条に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル以下
うぐい	七センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	手釣、竿 <small>さお</small> 釣	一日一、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一年四、二〇〇円（組合事務所又は取扱所）

	投網、さ で網	遊漁現場における取扱は、五〇〇円増しとする。 一年 五、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 遊漁現場における取扱は、五〇〇円増しとする。
--	------------	---

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 富岡川漁業協同組合事務所
- (2) 富岡川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
（遊漁に際し守るべき事項）

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなくてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に關して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

発行者
富岡川漁業協同組合 (印)

No	
下記のとおりに遊漁を承認します。 記	
遊漁者 住所	
氏名	(年齢)

1 承認期間
2 魚種
3 漁具・漁法
4 遊漁区域
5 遊漁料
発行者
富岡川漁業協同組合 (印)

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者に迷惑になる行為をしてはならない。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

No	
下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。 記	
氏名	(年齢)
住所	

有効期間

注意事項

- 1 厳正公平
- 2 勤勉親切

- 一 漁業権の免許番号 内共第七号（井出川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
木戸川漁業協同組合 双葉郡檜葉町大字前原字中川原六十八番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
木戸川漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第一条 この規則は、木戸川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第七号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、やまめ及びいなわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項又は第三項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規	模
竿釣	竿数は、一人一本	
さで網	網の口径は、七〇センチメートル以下 目合は、一・七八センチメートル以上	
投網	目合は、一・七八センチメートル以上。 ただし、いわな及びやまめを対象とする場合の目合は、三センチメートル以上	

(遊漁期間)
第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期	間
あゆ	六月一日から二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間。ただし、さで網及び投網については、組合が別に定めて公示する期間	
やまめ、 いなわな	四月一日から九月三〇日まで	

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞に掲載するものとする。

- (1) 木戸川漁業協同組合事務所
- (2) 木戸川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

第五条 前条に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
やまめ、 いなわな	一五センチメートル以下	

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

(1) 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊	漁	料
全魚種	手釣、竿釣	一日	六〇〇円	
		一年	三、〇〇〇円	
		一年（中学生）	六〇〇円	

(2) その他による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	投網、さで網	一年 四、〇〇〇円

(注) その他による遊漁の場合、手釣及び竿釣もできる。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

(1) 木戸川漁業協同組合事務所

(2) 木戸川漁業協同組合遊漁承認取扱所

3 前項の規定にかかわらず、遊漁料を納付する者のうち中学生及び肢体不自由者以外の者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に遊漁料を納付することができる。この場合において、当該遊漁者が納付する遊漁料は、当該遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。

(遊漁承認に関する事項)

第八条 組合は、前条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

(内共第七号及び内共第八号を漁場の区域とする場合の遊漁料の額)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、次の各号の表の魚種の欄に掲げる魚種を同表の漁具・漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により同表の漁場の区域の欄に掲げる区域で遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとし、同表に係る遊漁者における第一条、第二条第一項及び第三項並びに第三条第一項の規定の適用については、第一条中「内共第七号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。）」とあるのは「内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場」と、第二条第一項中「漁場」と

あるのは「組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場」と、同条第三項及び第三条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十二条」と読み替えるものとする。

(1) 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	漁場の区域	遊漁料
全魚種	手釣、竿釣	組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	一年 六、五〇〇円 一年(中学生) 一、五〇〇円 一年(肢体不自由者) 三、二五〇円

(2) その他による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	漁場の区域	遊漁料
あゆ	投網	組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	一年 九、五〇〇円 一年(肢体不自由者) 四、七五〇円

(注) その他による遊漁の場合、手釣及び竿釣もできる。

別記様式第1号
遊漁承認証

表

裏

遊 漁 承 認 証	
No	
下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊 漁 者	住所
氏名	年齢
承認期間 魚 種 漁具・漁法 遊 漁 区 域 遊 漁 料 発行者 木戸川漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 禁漁区を除く。 2 1人1本竿

別記様式第2号
漁場監視員証

裏

No	漁場監視員証
下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。	
氏名	年齢
住所	
有効期間	
発行者	木戸川漁業協同組合 (印)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業監視員は、監視員証を必ず 持参し腕章を着けること。 2 遊漁者に対し、他人に迷惑をか けぬよう配慮すること。 3 遊漁者に対し、漁具及び漁法に 違反のないよう十分に注意し、資 源の確保に努力すること。

- 一 漁業権の免許番号 内共第八号（木戸川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
木戸川漁業協同組合 双葉郡檜葉町大字前原字中川原六十八番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
木戸川漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、木戸川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、うぐい、うなぎ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項又は第三項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規	模
竿釣	竿数は、一人一本	
投網	目は、一・七八センチメートル以上。ただし、いわな及びやまめを対象とする場合の目は、三センチメートル以上	

3 第一項の規定にかかわらず、あゆの竿釣は、リールを使用してはならない。

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期	間

あゆ
六月一日から二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間。ただし、投網については、組合が別に定めて公示する期間

いわな、やまめ
四月一日から九月三〇日まで

こい、うなぎ、うぐい
一月一日から二月三十一日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞に掲載するものとする。

- (1) 木戸川漁業協同組合事務所
- (2) 木戸川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル以下	
うぐい	六センチメートル以下	
うなぎ	二一センチメートル以下	

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

- (1) 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	手釣、竿 <small>さお</small>	一日 九〇〇円 一年 四、〇〇〇円 一年(中学生) 九〇〇円

(2) その他による遊漁の場合

全魚種	投網	一年 六、〇〇〇円
魚種	漁具・漁法	遊漁料

(注) その他による遊漁の場合、手釣及び竿さお釣もできる。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

(1) 木戸川漁業協同組合事務所

(2) 木戸川漁業協同組合遊漁承認取扱所

3 前項の規定にかかわらず、遊漁料を納付する者のうち中学生及び肢体不自由者以外の者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に遊漁料を納付することができる。この場合において、当該遊漁者が納付する遊漁料は、当該遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、前条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、九月二十日から十一月三十日までの間、常磐線木戸川鉄橋上流端から下流全域に至るまでの区域内において川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者

が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

(内共第七号及び内共第八号を漁場の区域とする場合の遊漁料の額)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、次の各号の表の魚種の欄に掲げる魚種を同表の漁具・漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により同表の漁場の区域の欄に掲げる区域で遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとし、同表に係る遊漁者における第一条、第二条第一項及び第三項並びに第三条第一項の規定の適用については、第一条中「内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。）」とあるのは「内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場」と、第二条第一項中「漁場」とあるのは「組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域」と、同条第三項及び第三条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十二条」と読み替えるものとする。

(1) 手釣又は竿さお釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	漁場の区域	遊漁料
あゆ、やまめい、わな	手釣、竿 <small>さお</small>	組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	一年 六、五〇〇円 一年(中学生) 一、五〇〇円 一年(肢体不自由者) 三、二五〇円

(2) その他による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	漁場の区域	遊漁料
あゆ、やまめい、わな	投網	組合が免許を受けた内共第七号及び内共第八号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	一年 九、五〇〇円 一年(肢体不自由者) 四、七五〇円

(注) その他による遊漁の場合、手釣及び竿さお釣もできる。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

遊 漁 承 認 証	
No.	
下記のとおりに遊漁を承認します。 記	
遊 漁 者	住所
氏名	年齢
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 木戸川漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 禁漁区を除く。 2 1人1本

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

No.	漁場監視員証
下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。	
氏名	年齢
住所	有 効 期 間
発行者	木戸川漁業協同組合 (印)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業監視員は、監視員証を必ず 持参し腕章を着けること。 2 遊漁者に対し、他人に迷惑をか けぬよう配慮すること。 3 遊漁者に対し、漁具及び漁法に 違反のないよう十分に注意し、資 源の確保に努力すること。

- 一 漁業権の免許番号 内共第九号（夏井川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
夏井川漁業協同組合 いわき市好間町下好間字波井百三十一番地の三
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
夏井川漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、夏井川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第九号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、ふな、こい、うぐい、いわな、やまめ及びぶなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）
第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、全区域において、同表の下欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規	模
竿釣	竿の長さは一〇メートル以内	

3 前項の表に規定する竿釣の遊漁を行う場合、あゆ釣については、夏井川の愛谷堰堤より上流東北電力株式会社夏井川第三発電所までの区間（小玉川を除く。）及び川前町宇根尻橋上下流各どぶ釣以外の遊漁をしてはならない。ただし、いわき市小川町地内磐越東線鉄橋橋脚下流端から下流の夏井川については、八月一日から十二月三十一日までの期間は、これを適用しない。

4 あゆ釣の場合における竿数は、一人一本とする。

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期	間
あゆ	六月の第三日曜日から一二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間	
やまめ、いわな	四月一日から九月三〇日まで	
こい、ふな、うぐい、ぶなぎ	一月一日から一二月三十一日まで	

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞及び福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 夏井川漁業協同組合事務所
- (2) 夏井川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条第一項に規定する期間内であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

名称	区	域	期	間
幹川 夏井川	いわき市内県道磐城舞子橋橋脚上流端から下流部全域	一月一日から一二月三十一日まで		
	田村郡小野町地内平館橋橋脚上流端より上流一、二〇〇メートル地点から上流五條橋橋脚上流端までの区域	一月一日から一二月三十一日まで		
	いわき市赤井地内愛谷堰堤下流端から下流一〇〇メートルの区域	一月一日から一二月三十一日まで		
	いわき市赤井地内愛谷堰堤下流端より下流一〇〇メートルの地点から下流同市平地内平橋橋脚上流端までの区域	九月二〇日から一二月三十一日まで		
支川 好間川	いわき市好間町地内独古内堰堤下流端から好間川と夏井川との合流点までの区域	九月二〇日から一二月三十一日まで		

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

(全長制限)

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル
うなぎ	二一センチメートル
うぐい	六センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	手釣、竿釣	<p>一日 一、五〇〇円(組合事務所又は取扱所)</p> <p>一年 六、五〇〇円(遊漁現場)</p> <p>あゆ、いわな及びやまめ以外の魚種の場合</p> <p>一日 七〇〇円(組合事務所又は取扱所)</p> <p>一、〇〇〇円(遊漁現場)</p> <p>ただし、これを全魚種に変更する場合は差額八〇〇円(遊漁現場の場合は一、〇〇〇円)を追加納付するものとする。</p>

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 夏井川漁業協同組合事務所
- (2) 夏井川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号から別記様式第一号の三までによる遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他の者に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
年釣承認証

年・遊漁承認証 No
下記のとおり遊漁を承認します。 記
住所
氏名 様 (年齢)
承認月日 有効期間 遊漁区域 竿数 遊漁料
発行者 夏井川漁業協同組合 (印)

別記様式第1号の2

遊漁承認証
日釣承認証

年	No
夏井川漁業協同組合 全魚種日釣遊漁承認証	
住所 氏名	様 (年齢)
交付月日 承認期間 遊漁区域 遊漁料	

発行者
夏井川漁業協同組合 (印)

別記様式第1号の3
遊漁承認証
日釣承認証の2

年	No
夏井川漁業協同組合 日釣遊漁承認証	
住所 氏名	様 (年齢)
交付月日 承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料	
発行者 夏井川漁業協同組合 (印)	

別記様式第2号
漁場監視員証
表

漁場監視員証 No
下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。 氏名 生年月日 住所 監視区域 有効期間

裏

注 意 事 項
1 この証明書は、監視員が担当区域を監視する場合常時所持し、遊漁料を徴収する場合には、遊漁者の請求に応じ、いつでも提示するものとする。 2 福島県内水面漁業調整規則等及び夏井川漁業協同組合遊漁規則並びに決議決定に違反する者に対し

発行者
夏井川漁業協同組合 (印)

では嚴重に注意し、直ちに遊漁を中止させ、違反施設があればそれを撤去させ、監視員の指示に従わない者又は監視員に暴行する者について、直ちに、その人相、住所、氏名、漁法等を組合及び警察署に通報しなければならない。

- 3 この証明書を他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 4 この証明書を紛失したときは、組合長に届出なければならない。
- 5 この証明書の有効期間は、発行の日から三箇年とする。

- 一 漁業権の免許番号 内共第十号（鮫川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
鮫川漁業協同組合 いわき市川部町前ノ内四十六番地の一
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則

鮫川漁業協同組合内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則
(目的)

第一条 この規則は、鮫川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、やまめ及びびいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。
(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条の遊漁料を同条の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第三条 遊漁者は、第七条の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。
2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行はなければならない。

漁具・漁法	規	模
竿釣、手釣	あゆ釣の場合にあつては、竿数は一人一本とし、ドブ釣の針は二本以内とする。	
投網	網目は、三センチメートル以上	

3 第一項の規定にかかわらず、あゆの流し釣漁法（がらがけ）及び餌を用いた漁法（オランダ仕掛け、撒餌釣及び餌釣）は、禁止する。

4 第一項の規定にかかわらず、うぐいのオランダ仕掛けによる漁法は、禁止する。
(遊漁期間)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行はなければならない。

魚種	期	間
こい、ふな、うぐい、うなぎ	一月一日から二月三十一日まで	
あゆ	六月一日から十二月三十一日までの期間内	組合が別に定めて公示する期間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十一日まで	

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。
(1) 鮫川漁業協同組合事務所
(2) 鮫川漁業協同組合遊漁承認証取扱所
(禁止区域)

第五条 前条第一項に規定する期間内であっても、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区	域	期	間
いわき市内高柴ダムより下流福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場取水堰までの区域		一〇月一日から一月三十一日まで	ただし、投網については、一〇月一日から翌年八月三十一日まで
高柴ダムより上流の区域		投網についてのみ一〇月一日から翌年八月三十一日まで	
大風川遊歩道区域及び東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿地内の区域		一月一日から十二月三十一日まで	
右記区域以外の区域		投網についてのみ一月一日から十二月三十一日まで	

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁

3 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

(全長制限)

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル
ふな	三センチメートル
うぐい	七センチメートル
うなぎ	二一センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 未就学の幼児又は小学生を除き、遊漁料の額は、次の表のとおりとし、納付の方法は、鮫川漁業協同組合事務所、遊漁承認証取扱所又は遊漁する場所において納付するものとする。ただし、一日利用による遊漁で、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付する場合には、当該遊漁料の額に当該額の五十パーセントの額(五百円を限度とする。)を加算した額とする(中学生を除く。)

魚種	漁具・漁法	遊漁者区分	遊漁料
全魚種	竿釣	一般	一日 一、五〇〇円。ただし、あゆ、やまめ及びいわな以外の魚種は一、〇〇〇円とし、これを全魚種に変更する場合は差額五〇〇円を追加納付するものとする。
		中学生	一年 七、〇〇〇円(投網を含む。)
		一般(共通)	四月一日から十二月三十一日まで 一〇、〇〇〇円
		中学生	一日 五〇〇円 一年 二、〇〇〇円

投網

一般

一日 二、〇〇〇円
一年 七、〇〇〇円(竿釣を含む。)

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証

(第七条の表の遊漁者区分が一般(共通)である場合には、別記様式第二号による共通遊漁承認証。以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(共通遊漁に関する特例)

第十条 久慈川第一漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証の交付を受けた者は、第二条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二条第一項の承認を受けたものとみなされる者は、同条第三項の規定にかかわらず、第七条の遊漁料の納付を要しない。

3 久慈川第一漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証は、別記様式第二号の共通遊漁承認証とみなす。

(漁場監視員)

第十一条 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第三号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

裏

遊漁承認証		No
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊漁者	氏名	年齢
	住所	
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 鮫川漁業協同組合 (印)		

注 意 事 項

- 1 本証を他人に貸与してはならない。
- 2 遊漁の際は、本証を携帯すること。
- 3 監視員の要求があったときは、本証を提示すること。
- 4 遊漁者は、適当な距離を相互に保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

別記様式第2号

共通遊漁承認証

表

裏

共通遊漁承認証		No
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊漁者	氏名	年齢
	住所	
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域		

注 意 事 項

- 1 本証を他人に貸与してはならない。
- 2 遊漁の際は、本証を携帯すること。
- 3 監視員の要求があったときは、本証を提示すること。
- 4 遊漁者は、適当な距離を相互に保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

遊 漁 料
発行者
鮫川漁業協同組合 (印)

別記様式第3号

漁場監視員証

表

裏

漁場監視員証		No
下記の者は、当組合の 漁場監視員であることを 証明する。		
氏名	年齢	写 真
有効期間 発行者 鮫川漁業協同組合 (印)		

注 意 事 項

- 1 本証を破損又は遺失しないよう保管する。
- 2 本証を破損又は遺失したときは、速やかに発行者に届出をして再発行を受けるものとする。
- 3 本証を他人に貸与し、又は監視員代理をさせてはならない。
- 4 漁場監視の際には、本証を必ず携帯し、必要に応じて遊漁者に提示するものとする。
- 5 期間満了と同時に本証を発行者に返還し、指示を受けるものとする。

- 一 漁業権の免許番号 内共第十一号（阿武隈川）
- 二 漁業権者の名称及び住所 阿武隈川漁業協同組合 福島市宮代字上川原十番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則

阿武隈川漁業協同組合内共第十一号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、阿武隈川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十一号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、やまめ、いわな及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項又は第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規	模
たも網	網の口径は、五〇センチメートル以下	

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期	間
あゆ	七月一日から十二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間	
こい、う	一月一日から十二月三十一日まで	

ぐい、うなぎ、ふな、わかさぎ	四月一日から九月三〇日まで
やまめ、いわな	

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

(1) 阿武隈川漁業協同組合事務所

(2) 阿武隈川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条の規定にかかわらず、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル以下	
うなぎ	二二センチメートル以下	
うぐい	六センチメートル以下	

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊	漁	料
全魚種	手釣、竿釣、たも網	一年七、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一年七、五〇〇円（遊漁現場） 一日一、五〇〇円（組合事務所又は取扱所）		

2 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらずそれぞれ同表の下欄のとおりとする。

	一日 二、〇〇〇円（遊漁現場） あゆ以外の魚種の場合 一年 五、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一年 五、五〇〇円（遊漁現場） 一日 九〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一日 一、〇〇〇円（遊漁現場）
--	---

遊漁者区分	遊漁料
未就学の幼児	無料
肢体不自由者	前項に規定する額の二分の一に相当する額
中学生	一年 七〇〇円
小学生	無料

3 遊漁料は、次に掲げる場所又は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付しなければならぬ。

- (1) 阿武隈川漁業協同組合事務所
- (2) 阿武隈川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証

表

裏

遊漁承認証
下記のとおり遊漁を承認します。
記

遊漁者	(住所)	年齢 (才)
	(氏名)	

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料
(表示金額には消費税が含まれています。)
発行者
阿武隈川漁業協同組合 (印)

注意事項

- 1 遊漁者は、常に当組合の遊漁規則を守り遊漁をしなければならぬ。
- 2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3 他人に貸与又は借り受けた遊漁承認証は、無効として回収する。
- 4 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為してはならない。

別記様式第2号

漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証
No _____
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名	才
住所	

有効期間
発行者
阿武隈川漁業協同組合 (印)

注意事項

- 1 漁場監視員は、漁業権行使規則及び遊漁規則を熟知して指導並びに監視をしなければならない。
- 2 漁場監視員は、漁場を監視するときは常に漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示した腕章を着けること。
- 3 漁場監視員は、組合員並びに遊漁者の要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

- 一 漁業権の免許番号 内共第十二号（久慈川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
久慈川第一漁業協同組合 東白川郡矢祭町大字東館字館本五十二番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
久慈川第一漁業協同組合内共第十二号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、久慈川第一漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十二号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、うぐい及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行はなければならない。

漁具・漁法	規	模
竿釣	あゆ釣の場合における竿数は、一人一本	
投網	網目の目合は、一・二センチメートル以上	

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行はなければならない。

魚種	期	間
あゆ	六月一日から二月三十一日までの期間内	組合が別に定めて公示する期間

やまめ	四月一日から九月三〇日まで
こい、うぐい	一月一日から二月三十一日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

(1) 久慈川第一漁業協同組合事務所

(2) 久慈川第一漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条の規定に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
こい、やまめ	一五センチメートル以下	
うぐい	六センチメートル以下	

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは雑魚（あゆ以外の魚をいう。）の竿釣のみ免除する。

魚種	漁具・漁法	遊	漁	料
あゆ	竿釣	一日	解禁日	二、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所）
		一日	二日目より	二、五〇〇円（遊漁現場）
		一日	二日目より	一、五〇〇円（組合事務所又は取扱所）
				二、〇〇〇円（遊漁現場）

全魚種	竿釣、投網	一年 一〇、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所）
	竿釣（共通）	四月一日から十二月三十一日まで 一〇、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所）
うぐい、 やまめ、 こい	竿釣	一日 一、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一、五〇〇円（遊漁現場）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 久慈川第一漁業協同組合事務所

(2) 久慈川第一漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（第七条の表の漁具・漁法が竿釣（共通）である場合は、別記様式第二号による共通遊漁承認証。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（共通遊漁に関する特例）

第十条 鮫川漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証の交付を受けた者は、第二条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二条第一項の承認を受けたものとみなされる者は、同条第三項の規定にかかわらず、第七条の遊漁料の納付を要しない。

3 鮫川漁業協同組合が発行する共通遊漁承認証は、別記様式第二号の共通遊漁承認証とみなす。

（漁場監視員）

第十一条 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第三号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止

を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

遊漁承認証
下記のとおり遊漁を承認します。
記

遊漁者	(住所)	(年齢)
	(氏名)	

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料
発行者
久慈川第一漁業協同組合 (印)

- 注意事項
- 1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
 - 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
 - 4 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者に迷惑になる行為をしてはならない。

別記様式第2号
共通遊漁承認証
表

裏

共通遊漁承認証
下記のとおりに遊漁を承認します。
記

遊漁者	(住所)	(年齢)
	(氏名)	

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料

- 注意事項
- 1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
 - 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
 - 4 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者に迷惑になる行為をしてはならない。

発行者
久慈川第一漁業協同組合 (印)

別記様式第3号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

(氏名)	(年齢)
(住所)	

有効期間
発行者
久慈川第一漁業協同組合 (印)

- 注意事項
- 1 漁場監視員は、監視員証を必ず持参し腕章を着けること。
 - 2 遊漁者に対し、他人に迷惑をかけぬよう指導すること。
 - 3 遊漁者に対し漁具漁法に違反のないよう十分に注意し、河川環境の保全と資源確保に努力すること。

- 一 漁業権の免許番号 内共第十三号（猪苗代湖）
- 二 漁業権者の名称及び住所
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 耶麻郡猪苗代町大字磐里字六角七十八番地一
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合内共第十三号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十三号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項又は第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、猪苗代湖のまき餌釣による遊漁は、次の表の上欄に掲げる区域で、かつ、同表の下欄に掲げる期間内で行なはなければならない。

区	域	期	間
上戸浜	上戸トンネル猪苗代町側出口から湖岸に対し垂直に引いた線と湖岸が接する交点を中心として、郡山市側及び会津若松市側へそれぞれ五〇〇メートルの区域	四月一日から	十一月三〇日まで
加賀浜	猪苗代町と郡山市の境界線より郡山市側へ一、〇〇メートルの区域		
浜路浜	荒砥川河口中心線より猪苗代町側へ五〇〇メートルの区域		
小倉沢	小倉沢河口中心線より猪苗代町側へ二〇〇メートル		

区	域	期	間
浜	ルの地点を中心として、会津若松市側及び猪苗代町側へそれぞれ五〇〇メートルの区域		
大向浜	経沢河口中心線より郡山市側へ二〇〇メートルの地点を中心として、郡山市側及び猪苗代町側へそれぞれ五〇〇メートルの区域		

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なはなければならない。

魚	種	期	間
こい、ふな、うぐい、うなぎ		一月一日から	二月三十一日まで
いわな、やまめ		四月一日から	九月三〇日まで

（禁止区域）

第五条 前条の規定による期間内であっても、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区	域	期	間
舟津川河口から舟津川堰堤下流端までの区域内におけるませ場の中心点から、上流及び下流それぞれ一〇メートルまでの区域		五月一日から	七月三十一日まで
新前浜の湿地帯の区域（導水路を含む。）			
浜路浜郡山市水道取水口から浜路浜湖岸に対し垂直に引いた線と浜地浜湖岸が接する交点を中心として、猪苗代町側及び会津若松市側へそれぞれ二〇〇メートルまで、及び沖合二八〇メートルまでの区域		一月一日から	二月三十一日まで
達沢不動滝を中心として上流及び下流それぞれ五〇〇メートル			

トルの区域

- 2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。
- 3 前項の公示については、第七条第三項に定める場所に掲示してするものとする。
(全長制限)
- 第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のもを採捕してはならない。

魚種	全	長
ふな、うぐい	六センチメートル	
こい、いわな、やまめ	一五センチメートル	
うなぎ	二二センチメートル	

(遊漁料の額及び納付方法)
第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		全魚種	遊漁料
手釣、竿釣、まき餌釣	船釣	一日 一、〇〇〇円 (組合事務所又は取扱所)	一日 一、〇〇〇円 (遊漁現場)
		一年 七、〇〇〇円	一年 九、五〇〇円 (遊漁現場)

2 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、それぞれ同表の下欄のとおりとする。

遊漁者区分	遊漁料
遊漁者区分	遊漁料

未就学の幼児、小学生、中学生	無料
身体障害者	前項に規定する額の二分の一に相当する額

- 3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- (1) 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合事務所
(2) 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所
(遊漁承認証に関する事項)
- 第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
(遊漁に際し守るべき事項)
- 第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、舟津川河口から舟津川堰堤までの区域内における川底をかくはんしてはならない。
(漁場監視員)
- 第十条 漁場監視員は、この規則の履行に必要なる指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。
(違反者に対する措置)
- 第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

No	
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊漁者 (住所)	(年齢)
遊漁者 (氏名)	(年齢)
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項

- 1 遊漁をするときは、本証を必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は他人に貸与してはならない。
- 3 本証の携帯を忘れたときは、漁場監視員の一日遊漁料の請求を拒むことはできない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

No	
漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名 住所	(年齢)
有効期間 発行者 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項

- 1 漁場を監視するときは、本証を必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は他の組合員に貸与してはならない。
- 3 内水面漁業調整規則、遊漁規則に違反のないよう監視しなければならない。
- 4 漁場監視員は、遊漁者の要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

- 一 漁業権の免許番号 内共第十四号（秋元湖）
- 二 漁業権者の名称及び住所
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 耶麻郡猪苗代町大字磐里字六角七十八番地一
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則

猪苗代・秋元非出資漁業協同組合内共第十四号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十四号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項又は第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）
第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）
第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期 間
こい、ふな、うぐい	一月一日から二月三十一日まで
わかさぎ	一月一日から三月三十一日まで及び一〇月一日から十二月三十一日まで
いわな、やまめ	四月一日から九月三〇日まで

（禁止区域）

第五条 前条に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第七条第三項に定める場所に掲示してするものとする。（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
ふな、うぐい	六センチメートル
こい、いわな、やまめ	一五センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）
第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
全魚種	手釣、竿釣、まき釣、穴釣	一日 七〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一日 一、〇〇〇円（遊漁現場） 一年 七、〇〇〇円
	船釣	一日 一、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一日 一、五〇〇円（遊漁現場） 一年 九、五〇〇円

2 次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、それぞれ同表の下欄のとおりとする。

遊漁者区分	遊 漁 料
未就学の幼児、小学生、中学生	無料

身体障害者

前項に規定する額の二分の一に相当する額

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしななければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合事務所

(2) 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、大倉川河口から小倉川分岐までの区域内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号

遊漁承認証
表

裏

遊漁承認証 下記のとおりに遊漁を承認します。 記	
No	
遊漁者	(住所) (氏名) (年齢)
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
1 遊漁をするときは、本証を必ず携帯しなければならない。 2 本証は他人に貸与してはならない。 3 本証の携帯を忘れたときは、漁場監視員の一日遊漁料の請求を拒むことはできない。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
No	
氏名 住所	(年齢)
有効期間 発行者 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
1 漁場を監視するときは、本証を必ず携帯しなければならない。 2 本証は他の組合員に貸与してはならない。 3 内水面漁業調整規則、遊漁規則に違反のないよう監視しなければならない。 4 漁場監視員は、遊漁者の要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

- 一 漁業権の免許番号 内共第十五号（小野川湖）
- 二 漁業権者の名称及び住所
檜原漁業協同組合 耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯千九十三番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
檜原漁業協同組合内共第十五号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、檜原漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十五号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、うなぎ、うぐい、いわな、やまめ及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 危険の防止又は漁場の取締りのため、日没から日の出までの間は、遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期 間
こい、ふな、うぐい、うなぎ	一月一日から二月三十一日まで
いわな、やまめ	四月一日から九月三〇日まで
わかさぎ	一月一日から三月三十一日まで及び十一月一日から二月三十一日まで

で

（禁止区域）

第五条 前条の規定にかかわらず、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域内において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示は、第七条第二項に定める場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載してするものとする。

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
こい	一〇センチメートル
ふな、うぐい	七センチメートル
いわな、やまめ	一五センチメートル
うなぎ	二一センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生、中学生又は身体障害者のときは、無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
全魚種	手釣、竿釣	一日 七〇〇円（組合事務所又は取扱所）
	船釣	一日 一、〇〇〇円（遊漁現場）
手釣、竿釣、船釣	手釣、竿釣	一日 一、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所）
	船釣	一日 一、五〇〇円（遊漁現場）
手釣、竿釣	手釣、竿釣	一年 一、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所）

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 檜原漁業協同組合事務所
- (2) 檜原漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証

(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止

を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

年		No
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記		
遊漁者	(住所) (氏名)	(年齢)
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 檜原漁業協同組合 (印)		

- 注意事項
- 1 遊漁をするときは本証を必ず携帯しなければならない。
 - 2 本証は他人に貸与してはならない。
 - 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは本証を提示しなければならない。
 - 4 コミは必ず持ち帰って下さい。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証 下記の者は当組合の 漁場監視員であるこ とを証明する。 氏名 _____ 年齢 _____ 才 _____ 住所 _____	写真 貼付	有効期間
発行者 檜原漁業協同組合 (印)		

- 注意事項
- 1 漁業監視の際は本証を必ず携帯し、必要に応じて遊漁者に提示しなければならない。
 - 2 本証を他人に貸与してはならない。
 - 3 監視員の職を辞任又は満期退職したときは、速やかに本証を組合長に返還しなければならない。

一 漁業権の免許番号 内共第十六号（檜原湖）
 二 漁業権者の名称及び住所
 檜原漁業協同組合 耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯千九十三番地

三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
 四 認可に係る遊漁規則
 檜原漁業協同組合内共第十六号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、檜原漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十六号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、うなぎ、うぐい、いわな、やまめ及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか遊漁をしてはならない。

2 危険の防止又は漁場の取締りのため、日没から日の出までの間は、遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期間
こい、ふな、うぐい、うなぎ	一月一日から二月三十一日まで
いわな、やまめ	四月一日から九月三〇日まで
わかさぎ	一月一日から三月三十一日まで及び十一月一日から十二月三十一日まで

で

（禁止区域）

第五条 前条の規定にかかわらず、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域内において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示は、第七条第二項に定める場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載してするものとする。

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	一〇センチメートル
ふな、うぐい	七センチメートル
いわな、やまめ	一五センチメートル
うなぎ	二一センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生、中学生又は身体障害者のときは、無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	手釣、竿釣	一日 七〇〇円（組合事務所又は取扱所）
	船釣	一日 一、〇〇〇円（遊漁現場）
	手釣、竿釣、船釣	一年 二二、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所）

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 檜原漁業協同組合事務所

(2) 檜原漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証

(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止

を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者

が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

年	No
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊漁者	(住所) _____ (氏名) (年齢)
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 檜原漁業協同組合 (印)	

- 注 意 事 項
- 1 遊漁をするときは本証を必ず携帯しなければならぬ。
 - 2 本証は他人に貸与してはならない。
 - 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは本証を提示しなければならない。
 - 4 ゴミは必ず持ち帰って下さい。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証 下記の者は当組合の 漁場監視員であるこ とを証明する。 氏名 _____ 年齢 _____ 才 _____ 住所 _____	写 真 貼 付	有効期間 _____
発行者 檜原漁業協同組合 (印)		

- 注 意 事 項
- 1 漁業監視の際は本証を必ず携帯し、必要に応じて遊漁者に提示しなければならない。
 - 2 本証を他人に貸与してはならない。
 - 3 監視員の職を辞任又は満期退職したときは、速やかに本証を組合長に返還しなければならない。

一 漁業権の免許番号 内共第十七号（阿賀川）
 二 漁業権者の名称及び住所

西会津地区非出資漁業協同組合 耶麻郡西会津町新郷大字三河字戸中四千七百四十

七番地

三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日

四 認可に係る遊漁規則

西会津地区非出資漁業協同組合内共第十七号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、西会津地区非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十七号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、うぐい、やまめ及びびいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期 間
こい、ふな、うぐい	一月一日から二月三十一日まで
いわな、やまめ	四月一日から九月三〇日まで

（禁止区域）

第五条 前条に定める期間内であっても、次の表の上欄に掲げる区域内においては、同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
西会津町奥川大字飯根字弥平四郎地内林道第二号橋橋脚上流端から上流の奥川	一月一日から二月三十一日まで
西会津町野沢地内高橋から上流の安座川と水沢川との合流点から上流の水沢川	
西会津町奥川大字飯根字洞房地内久良谷沢と弥生川との合流点から上流の弥生川	

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は遊漁をしてはならない。

3 前項の公示は、第七条第二項に定める場所に掲示して行い、かつ、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル以下
うぐい	六センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは雑魚（やまめ及びびいわな以外の魚をいう。）の竿釣にあつては無料とし、やまめ及びびいわなの竿釣にあつては当該額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
こい、ふな、うぐい	竿釣	一日 一、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一、三〇〇円（遊漁現場）

い		一年 三、九〇〇円（組合事務所又は取扱所）
やまめ、 いわな	竿釣 <small>さおづり</small>	一日 一、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一、三〇〇円（遊漁現場） 一年 三、九〇〇円（組合事務所又は取扱所）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなくてはならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 西会津地区非出資漁業協同組合事務所
- (2) 西会津地区非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

遊 漁 承 認 証
記

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	(住所)	(年齢)
(氏名)	(年齢)	

承認期間
魚 種
漁具・漁法
遊漁区域
遊 漁 料
発行者
西会津地区非出資漁業協同組合 (印)

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は、本証を外部から見やすい箇所へ着装すること。
- 2 監視員の要求があったときは、本証を提示すること。
- 3 他人の迷惑になる行為は慎むこと。
- 4 本証を持った遊漁者でも規則に違反した行為をしたと認めたときは、その遊漁を中止させる。
- 5 やまめ、いわな類は毎年10月1日から翌年3月末日まで、県の規則により禁漁とする。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名	(年齢)
住所	

有効期間
発行者
西会津地区非出資漁業協同組合 (印)

注 意 事 項

- 1 監視員は、本証を常に携帯して任務に当たること。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 期間満了後は直ちに返戻すること。

- 一 漁業権の免許番号 内共第十八号（阿賀川・日橋川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
阿賀川非出資漁業協同組合 河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙百七十四番地の七
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
阿賀川非出資漁業協同組合内共第十八号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、阿賀川非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十八号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行なはなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	あゆ釣の場合における竿数は、一人一本。ただし、リール竿を使用してはならない。 こい釣、ふな釣、うぐい釣及びわかさぎ釣の場合における竿数は、一人三本。 やまめ釣及びいわな釣の場合における竿数は、一人一本。

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行なはなければならない。

魚 種	期 間

あゆ	こい、ふな、うぐい、わかさぎ	いわな、やまめ
六月一日から二月三十一日までの期間内 で組合が別に定めて公示する期間	一月一日から二月三十一日まで	四月一日から九月三〇日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 阿賀川非出資漁業協同組合事務所
- (2) 阿賀川非出資漁業協同組合喜多方支部、坂下支部、塩川支部及び山都支部の各事務所

(3) 阿賀川非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条の規定にかかわらず、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、ふな、うぐい	六センチメートル以下
いわな、やまめ	一五センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小・中学生又は肢体不自由者のときは、無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣 <small>さお</small>	一日 二、三〇〇円（事務所又は取扱所） 一日 二、六〇〇円（遊漁現場） 一年 一〇、五〇〇円
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ	竿釣 <small>さお</small>	一日 七三〇円（事務所又は取扱所） 一日 一、〇三〇円（遊漁現場） 一年 六、三〇〇円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 阿賀川非出資漁業協同組合事務所

(2) 阿賀川非出資漁業協同組合喜多方支部、坂下支部、塩川支部及び山都支部の各事務所

(3) 阿賀川非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第十条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第四号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

写真貼付		No.	
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記			
遊漁者	住所	氏名	年齢
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 発行者	阿賀川非出資漁業協同組合 (印)		

裏

注意事項

- 1 遊漁の場合は、本証を携帯すること。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

別記様式第2号
遊漁承認証
表

No.		年度	
遊漁承認証			
氏名	魚種	漁具・漁法	現場加算額
阿賀川非出資漁業協同組合 (印)			発行日当日限り
取扱者	支部名		

裏

注意事項

- 1 遊漁の場合は、本証を携帯すること。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

別記様式第3号
遊漁承認証
表

No.		年度	
遊漁承認証			
氏名	魚種	漁具・漁法	現場加算額
阿賀川非出資漁業協同組合 (印)			発行日当日限り
取扱者	支部名		

裏

注意事項

- 1 遊漁の場合は、本証を携帯すること。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

別記様式第4号
漁場監視員証
表

No.		年度	
漁場監視員証			
住所	氏名	年齢	
阿賀川非出資漁業協同組合 (印)			有効期間
取扱者	支部名		

裏

注意事項

- 1 監視員は規則の励行に關し必要な指示を行う場合は、本証を提示しなければならない。
- 2 遊漁者が規則に違反したときは、直ちに、中止を命ずることができると。
- 3 監視を実施した場合は、その旨を組合長に報告すること。

- 一 漁業権の免許番号 内共第十九号（大川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
会津非出資漁業協同組合 会津若松市北会津町三本松字中大川向二十七番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
会津非出資漁業協同組合内共第十九号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、会津非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第十九号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、うぐい、うなぎ、やまめ、いわな及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行はなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	あゆ釣の場合における竿数は、一人一本

3 あゆの竿釣は、リールを使用してはならない。

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行はなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	六月一日から一二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する日から一二月三十一日まで

うぐい、 うなぎ、 わかさぎ	一月一日から一二月三十一日まで
いわな、 やまめ	四月一日から九月三〇日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

(1) 会津非出資漁業協同組合事務所

(2) 会津非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条に規定する期間内であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

河川名	区 域	期 間
大川	蟹川橋から下流全域 蟹川橋から本郷鉄橋まで 本郷鉄橋から上流全域 大川ダム堰堤上流端から上流及び下流それぞれ五〇〇メートルまでの区域	四月二〇日から四月二二日まで 四月二三日から四月二五日まで 四月二六日から四月二八日まで 一月一日から十二月三十一日まで
宮川	銀山橋から下流全域 銀山橋から宮川橋まで 宮川橋から上流全域 新宮川ダム堰堤上流端から上流及び下流それぞれ五〇〇メートルまでの区域	四月二〇日から四月二二日まで 四月二三日から四月二五日まで 四月二六日から四月二八日まで 一月一日から一二月三十一日まで
湯川	院内橋から下流全域 院内橋から上流全域 東山発電所堰堤から上流一〇〇メートルまで 東山ダム堰堤上流端から上流及び下流それぞれ五〇〇メートルまでの区域	四月二〇日から四月二二日まで 四月二三日から四月二五日まで 一月一日から一二月三十一日まで 一月一日から一二月三十一日まで

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域内において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。
(全長制限)

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな、やまめ	一五センチメートル
うぐい	六センチメートル
うなぎ	二一センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生、肢体不自由者及び高齢者(満七〇歳以上)のときは雑魚(あゆ以外の魚をいう。)の竿釣のときのみ免除する。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	一日 二、二〇〇円(組合事務所又は取扱所) 二、五〇〇円(遊漁現場) 一年 九、〇〇〇円
うぐい、わかさぎ、いな、やまめ、うなぎ	竿釣	一日 七〇〇円(組合事務所又は取扱所) 一、〇〇〇円(遊漁現場) 一年 六、〇〇〇円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 会津非出資漁業協同組合事務所
- (2) 会津非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所
(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
(遊漁に關し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を上腕部に着用し、漁場監視員が確認できるようにしなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の履行に關して必要な指示を行うことができる。
2 漁場監視員は、別記様式第四号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、次年度はその者の遊漁を認めないものとする。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証

写真貼付		No.
遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認します。 記		
遊漁者	(住所)	(年齢)
	(氏名)	
承認期間 魚具漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 会津非出資漁業協同組合 (印)		

別記様式第2号
遊漁承認証
裏

No.	船日釣券
住所	
氏名	
	会津非出資漁業協同組合 代表理事組合長 氏名
切取線	
No.	之組合 印長
月	日
住所	氏名
金額	

注意事項	
1 漁場監視員が廻っておりま すから、この券を見易い箇所に付着 しておいて下さい。	
2 遊漁終了後は、発行者に返納し、 期限の切れた券は、絶対使用しな い様注意してください。	
¥	円

取扱者名

別記様式第3号
遊漁承認証

No.	雄魚日釣券
住所	
氏名	
	会津非出資漁業協同組合 代表理事組合長 氏名
切取線	
No.	之組合 印長
月	日
住所	氏名
金額	取扱者名

注意事項	
1 漁場監視員が廻っておりま すから、この券を見易い箇所に付着し ておいて下さい。	
2 遊漁終了後は、発行者に返納し、 期限の切れた券は、絶対使用しな い様注意してください。	
¥	円

別記様式第4号
漁場監視員証

No.	漁場監視員証
下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	会津非出資漁業協同組合 (印)

一 漁業権の免許番号 内共第二十号（大川）

二 漁業権者の名称及び住所

南会東部非出資漁業協同組合 南会津郡下郷町大字豊成字下モ六千三百七十番地

三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日

四 認可に係る遊漁規則

南会東部非出資漁業協同組合内共第二十号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、南会東部非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二十号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、うぐい、わかさぎ、やまめ、いわな及びあゆをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる魚種に応じた漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行はなければならない。

漁具・漁法	規	模
竿釣	あゆ釣の場合における竿数は、一人一本	
たも網	網の口径は、五〇センチメートル以下	

3 第一項の規定にかかわらず、羽鳥湖における撒き餌釣及びオランダ釣は、これを禁止する。

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行はなければならない。

魚種	期	間

こい、うぐい、わかさぎ

一月一日から二月三十一日まで

いわな、やまめ

四月一日から九月三〇日まで

あゆ

六月一日から十二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

(1) 南会東部非出資漁業協同組合事務所

(2) 南会東部非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条第一項に規定する期間内であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期	間
羽鳥湖 ダム堤体上流端から上流五〇〇メートル地点から下流域及び取水口下流六〇〇メートル地点から上流域	一月一日から二月三十一日まで	

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
こい、いわな、やまめ	一五センチメートル以下	
うぐい	六センチメートル以下	

(遊漁料の額及び納付方法)

第七條 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときはあゆ以外の魚種の竿釣のみ免除する。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ	竿釣、手釣	一日 一、〇五〇円 (組合事務所又は取扱所) 一日 一、五五〇円 (遊漁現場) 一年 五、二五〇円
あゆ	竿釣	一日 二、一〇〇円 (組合事務所又は取扱所) 一日 二、六〇〇円 (遊漁現場) 一年 一、二、六〇〇円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 南会東部非出資漁業協同組合事務所

(2) 南会東部非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八條 組合は、第二條第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九條 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十條 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一條 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者

が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

裏

写真貼付		No
遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認します。 記		
遊漁者	(住所) (氏名)	承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 南会東部非出資漁業協同組合 (印)

注意事項
<p>1 遊漁の際は必ず本証を携行のこと。</p> <p>2 福島県内水面漁業調整規則及び当組合共同漁業権遊漁規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、又は以後遊漁を拒絶することがある。この場合、既に納付した遊漁料の払戻しはしない。</p> <p>3 禁漁区域の標示のある区域には立ち入らないこと。</p> <p>4 釣り場及び釣り中の事故については、当組合及びダム管理者は一切の責任は負いません。</p> <p>5 遊漁において生じたゴミは、全て持ち帰ること。</p> <p>6 わかさぎ穴釣りは午前6時より午後5時まで(夜釣り禁止)。</p> <p>7 羽鳥湖では、羽鳥ダムの維持管理上、農林水産省がモニターボードを使用し巡回する等必要な行為を行うことがあるので指示に従うこと。</p>

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

No	漁場監視員証
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	

注意事項
1 絶えず管内河川を巡視し、遊漁

氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	南会東部非出資漁業協同組合 (印)

<p>者の安全管理、不正漁業の監視と漁場育成に努めること。</p> <p>2 組合員証又は遊漁証を携行せざる者を発見したときは、組合費又は遊漁料等を納付せしめること。</p> <p>3 福島県内水面漁業調整規則、当組合共同漁業権行使規則及び同遊漁規則に違反した者については、その行使又は遊漁を中止せしめること。悪質者については、直ちに、警察に通報すること。</p>
--

- 一 漁業権の免許番号 内共第二十一号（只見川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
只見川漁業協同組合 大沼郡三島町大字名入字諏訪ノ上四百十番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則
只見川漁業協同組合内共第二十一号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、只見川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二十一号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規	模
竿釣	あゆ釣の場合にあつては、竿数一人一本	

3 第一項の規定にかかわらず、あゆの竿釣は、リールを使用してはならない。

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならぬ。

魚種	期	間
あゆ	六月一日から二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間	

こい、ふな、うぐい	一月一日から二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三〇日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 只見川漁業協同組合事務所
- (2) 只見川漁業協同組合柳津支部事務所
- (3) 只見川漁業協同組合三島支部事務所
- (4) 只見川漁業協同組合金山支部事務所
- (5) 只見川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）

第五条 前条に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
こい、やまめ、いわな	一五センチメートル	
ふな、うぐい	七センチメートル	

（遊漁料の額及び納付の方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料

あゆ 手釣、竿 <small>まき</small>	一日 二、〇〇〇円（事務所又は取扱所）
	一年 七、〇〇〇円（遊漁現場）
こい、ふ な、うぐ い、やま め、いわ な	一日 一、〇〇〇円（事務所又は取扱所）
	一年 四、〇〇〇円（遊漁現場）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 只見川漁業協同組合事務所
- (2) 只見川漁業協同組合柳津支部事務所
- (3) 只見川漁業協同組合三島支部事務所
- (4) 只見川漁業協同組合金山支部事務所
- (5) 只見川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

発行者
只見川漁業協同組合 (印)

写真貼付	No. 遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記				
遊漁者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">住所</td> <td style="width: 50%;">(年齢)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> </tr> </table>	住所	(年齢)	氏名	
住所	(年齢)				
氏名					
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者	只見川漁業協同組合 (印)				
注意事項	1 遊漁の際は、本証を携帯しなければならぬ。 2 本証は、他人に貸与してはならない。 3 魚種別の遊漁期間は次のとおりとする。 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があった時は、本証を提示しなければならぬ。				

別記様式第2号
漁場監視員証

写真貼付	No. 漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 記				
氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">支部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> </tr> </table>		支部	氏名	
	支部				
氏名					
有効期間					

- 一 漁業権の免許番号 内共第二十二号（沼沢湖）
- 二 漁業権者の名称及び住所
沼沢漁業協同組合 大沼郡金山町大字中川字大田面千四百八十八番地
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則

沼沢漁業協同組合内共第二十二号第五種共同漁業権遊漁規則
（目的）

第一条 この規則は、沼沢漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二十二号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（ひめますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
手釣、竿釣、 船釣	竿数は、一人二本以内

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の下欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚 種	期 間
ひめます	四月一日から九月三〇日まで

（禁止区域）

第五条 前条の規定にかかわらず、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示は、第七条第二項に定める場所に掲示してするものとする。

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます	一五センチメートル

（遊漁尾数並びに遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁尾数及び遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの一日利用による遊漁料については、同表の遊漁料に五百円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	尾数及び規模	遊 漁 料	
			遊 漁	料
ひめます	手釣、竿釣	五〇尾以内 (一日)	一日 二、〇〇〇円 一年 一三、〇〇〇円	
	手釣、竿釣、 船釣	五〇尾以内 (一日)	一日 三、〇〇〇円 一年 二六、〇〇〇円	ただし、手釣、竿釣の年間利用に係る遊漁承認証を所有する場合は、 一日 二、〇〇〇円 一年 一三、〇〇〇円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 沼沢漁業協同組合事務所
- (2) 沼沢漁業協同組合遊漁承認証取扱所

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の履行に關して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

遊漁承認証		No 写真貼付
No		
下記のとおりに遊漁を承認する。 記		
遊漁者	(住所)	(年齢)
(氏名)	(年齢)	
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 沼沢漁業協同組合 (印)		

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証		No
No		
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。		
氏名	(年齢)	住所
(住所)	(年齢)	
有効期間		

注 意 事 項

- 1 漁場監視員は、本証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する胸章を着けるものとする。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 漁場監視員の職を辞任し、又は有効期間が満了したときは、速や

発行者
沼沢漁業協同組合 (印)

かに本証を組合長に返還しなければならぬ。

一 漁業権の免許番号 内共第二十三号（野尻川）
 漁業権者の名称及び住所

野尻川非出資漁業協同組合 大沼郡金山町大字玉梨字横井戸二千七百九十八番地の

三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
 四 認可に係る遊漁規則

野尻川非出資漁業協同組合内共第二十三号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、野尻川非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二十三号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、いわな、やまめ及びびうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。
 （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規 模
竿釣	あゆ釣の場合においては、竿数は、一人一本

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	六月一日から十二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間

四月一日から九月三〇日まで

うぐい 一月一日から十二月三十一日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行ない、かつ、必要があるときは、福島民報新聞及び福島民友新聞に掲載するものとする。

(1) 野尻川非出資漁業協同組合事務所

(2) 野尻川非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

第五条 前条に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな、やまめ	一五センチメートル
うぐい	七センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣	一日 二、三〇〇円（組合事務所又は取扱所）
		一年 九、〇〇〇円（遊漁現場）
いわな、やまめ、うぐい	竿釣	一日 九〇〇円（組合事務所又は取扱所）
		一年 一、四〇〇円（遊漁現場）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 野尻川非出資漁業協同組合事務所

(2) 野尻川非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証

(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為を

してはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員で

あることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止

を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付

した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

裏

遊 漁 承 認 証	
No	
下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊 漁 者	(年齢)
(住所)	(氏名)
承認期間 魚 種 漁具・漁法 遊漁区域 遊 漁 料 発行者 野尻川非出資漁業協同組合	
(印)	

注 意 事 項
<p>1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提出しなければならない。</p>

別記様式第2号

漁場監視員証

表

裏

漁場監視員証	
No	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住 所	(年齢)
氏 名	
有 効 期 間	
発行者 野尻川非出資漁業協同組合	
(印)	

注 意 事 項
<p>漁場監視員は、本証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。</p>

- 一 漁業権の免許番号 内共第二十四号（只見川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
伊北地区非出資漁業協同組合 南会津郡只見町大字只見字新屋敷千六百十九番地の

三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日

四 認可に係る遊漁規則
九 伊北地区非出資漁業協同組合内共第二十四号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、伊北地区非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二十四号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規	模
竿釣	竿数は、一人二本以内	

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期	間
こい、うぐい、わかさぎ	一月一日から二月三十一日まで	

いわな、やまめ	四月一日から九月三〇日まで
---------	---------------

（禁止区域）

第五条 前条に規定する期間内であつても、次の表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

田子倉湖	区	域	期	間
南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤下流端から下流八五〇メートルまでの区域	南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤上流端から上流左岸約三〇〇メートルに位置する若宮八幡神社湖畔突起部一本松の地点と同右岸約一、〇〇〇メートルに位置する白戸川合流点を結んだ直線及び両地点を湖岸と堰堤を經由した線により囲まれた区域並びに同堰堤の上流端から下流五〇〇メートルまでの区域		通年	
支流叶津川	J R只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域		五月一日から六月三〇日まで	
支流蒲生川	J R只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域		五月一日から六月三〇日まで	
滝湖	大沼郡金山町地内電源開発株式会社滝発電所堰堤上流端から上流二〇〇メートルまでの区域		通年	

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第七条第二項に定める場所に掲示してするものとする。（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

--	--

魚種	全長
こい、いわな、やまめ	一五センチメートル
うぐい	七センチメートル

2 前項の表の上欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。
 (遊漁料の額及び納付方法)
 第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法		遊漁料
	竿釣	船釣	
こい、うぐい、わかざき	一日 九〇〇円 一日 三〇〇円 一年 五〇〇円	動力船持込 一日 三、五〇〇円 一年 一五、〇〇〇円	組合事務所又は取扱所 遊漁現場 組合事務所又は取扱所
	一日 七〇〇円 一日 五〇〇円 一年 七、五〇〇円	無動力船持込 一日 一、七〇〇円 一年 七、五〇〇円	組合事務所又は取扱所 組合事務所又は取扱所 組合事務所又は取扱所
いわな、やまめ	一日 〇〇〇円 一日 五〇〇円 一年 五〇〇円	動力船持込 一日 三、五〇〇円 一年 一五、〇〇〇円	組合事務所又は取扱所 遊漁現場 組合事務所又は取扱所
全魚種	船釣同乗者	動力船、無動力船ともに、同乗者一人につき、	

一日 九〇〇円 組合事務所、取扱所又は遊漁現場

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 伊北地区非出資漁業協同組合事務所
- (2) 伊北地区非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)
 第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)
 第十条 漁場監視員は、この規則の履行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)
 第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

No	
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊漁者 (住所)	(年齢)
遊漁者 (氏名)	(年齢)
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 伊北地区非出資漁業協同組合 (印)	
写真貼付	

注 意 事 項
<p>1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。</p> <p>2 本証を他人に貸与してはならない。</p> <p>3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。</p>

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

No	
漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	(年齢)
氏名	
有効期間 発行者 伊北地区非出資漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
<p>1 監視員は、遊漁規則に違反した者又は密漁者を監視するものとする。</p> <p>2 監視員は、監視を行うときは、本証を携帯し、関係者の要求があったら提示しなければならない。</p> <p>3 遊漁規則第7条第2項ただし書により遊漁料を収納することができる。</p>

- 一 漁業権の免許番号 内共第二十五号（伊南川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
南会津西部非出資漁業協同組合 南会津郡南会津町山口字堀田七百七十番地一
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則

南会津西部非出資漁業協同組合内共第二十五号第五種共同漁業権遊漁規則
（目的）

第一条 この規則は、南会津西部非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二十五号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、やまめ、いわな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規 模
竿釣	あゆ釣りの場合にあつては、竿数一人一本

（遊漁期間）
第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から十二月三十一日までの期間内で組合が別に定めて公示する期間
いわな、	四月一日から九月三〇日まで

やまめ	
うぐい	一月一日から十二月三十一日まで

2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞及び福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 南会津西部非出資漁業協同組合事務所
- (2) 南会津西部非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（禁止区域）
第五条 前条に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな、 やまめ	一五センチメートル
うぐい	七センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）
第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣	一日 二、五〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一年 一、二、〇〇〇円（遊漁現場） 一年 一、二、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所）
いわな、 やまめ、 うぐい	竿釣	一日 一、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所） 一年 一、五〇〇円（遊漁現場） 一年 六、〇〇〇円（組合事務所又は取扱所）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 南会津西部非出資漁業協同組合事務所

(2) 南会津西部非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証

(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

発行者
南会津西部非出資漁業協同組合 (印)

遊漁承認証		No
下記のとおりに遊漁を承認します。 記		
遊漁者	(住所)	
(氏名)		
		歳

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区域
遊漁料
発行者
南会津西部非出資漁業協同組合 (印)

- 注 意 事 項
- 1 本組合の遊漁規則に基づき遊漁しなければならぬ。
 - 2 遊漁者が同規則に違反したときは、ただちに遊漁の中止を命ぜられ以後遊漁を禁止されることがある。
 - 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは本証を提示しなければならない。
 - 4 本証は、他人に貸与してはならない。
 - 5 採捕に当たっては、全長制限事項を守らなければならない。
 - 6 本組合員がませ漁業を行っている箇所の採捕及び川底をかくはんしてはならない。

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

漁場監視員証		No
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。		
氏名	住所	
		有効期間

- 注 意 事 項
- 1 本組合の漁業権行使規則及び遊漁規則に違反した者を発見したときは、定めに基づき処理し、その結果を組合に報告するものとする。
 - 2 本証は、他人に貸与してはならない。

- 一 漁業権の免許番号 内共第二十六号（桧枝岐川・只見川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
檜枝岐村漁業協同組合 南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地一
- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 四 認可に係る遊漁規則

檜枝岐村漁業協同組合内共第二十六号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、檜枝岐村漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二十六号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規	模
竿釣	竿数は、一人二本以内	

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期	間
いわな、やまめ	四月一日から九月三〇日まで	

（禁止区域）

第五条 前条に規定する期間内であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

河川名	区	域	期	間
実川	実川、舟岐川合流点から上流砂防堰堤まで		一月一日から二月三十一日まで	
舟岐川	実川、舟岐川合流点から上流砂防堰堤まで			
高石沢	御池田代から上流全域			
大江川	大江橋から上流全域			

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第七条第二項に定める場所に掲示してするものとする。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
いわな、やまめ	一五センチメートル	

2 前項の表の上欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊	漁	料
いわな、やまめ	竿釣	一日一、〇五〇円（組合事務所又は取扱所）		
		一日一、五〇〇円（遊漁現場）		
		一年四、五〇〇円（組合事務所又は取扱所）		

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用

による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 檜枝岐村漁業協同組合事務所

(2) 檜枝岐村漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証

(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為を

してはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の履行に必要なる指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員で

あることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止

を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者

が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

附 則

この規則の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間において第七条第一項の表遊漁料の欄中「一、〇五〇円」とあるのは、「一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証

遊 漁 承 認 証						
No						
下記のとおりに遊漁を承認します。 記						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">遊 漁 者</td> <td style="width: 50%;">住 所</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	遊 漁 者	住 所	氏 名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">写 真 貼 付</td> </tr> </table>	写 真 貼 付
遊 漁 者	住 所					
氏 名						
写 真 貼 付						
承 認 期 間 魚 種 漁 具 ・ 漁 法 遊 漁 区 域 遊 漁 料 発 行 者 檜 枝 岐 村 漁 業 協 同 組 合 (印)						

別記様式第2号
漁場監視員証

漁 場 監 視 員 証					
No					
下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">監 視 員</td> <td style="width: 50%;">住 所</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	監 視 員	住 所	氏 名		有 効 期 間 発 行 者 檜 枝 岐 村 漁 業 協 同 組 合 (印)
監 視 員	住 所				
氏 名					

- 一 漁業権の免許番号 内共第二十七号（大島湖・奥只見湖・只見川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
代表者 檜枝岐村漁業協同組合
福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十番地一

- 伊北地区非出資漁業協同組合 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷千六百十九番地の九
- 魚沼漁業協同組合 新潟県魚沼市字佐梨千百五番地十六
- 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 認可に係る遊漁規則

檜枝岐村漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則
(目的)

第一条 この規則は、檜枝岐村漁業協同組合（以下「組合」という。）、伊北地区非出資漁業協同組合及び魚沼漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第二十七号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規 模
竿釣	竿数は、一人二本以内

(遊漁期間)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
-----	-----

こい、ふ
な
うぐい
わかさぎ
いわな、やまめ

こい、ふ	一月一日から二月三十一日まで（ただし、六月一日から六月二〇日までの期間を除く。）
うぐい	一月一日から二月三十一日まで（ただし、五月二十五日から五月三十一日までの期間を除く。）
わかさぎ	一月一日から二月三十一日まで
いわな、やまめ	四月二日から九月三〇日まで

第五條 前条に規定する期間内であっても、次の表に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区 域	<ul style="list-style-type: none"> 一 福島県南会津郡只見町地内の電源開発株式会社大島発電所堰堤上流端より上流五〇メートルまでの区域 二 福島県南会津郡檜枝岐村地内の電源開発株式会社南沢取水路注水口中心から半径五〇メートルまでの区域 三 福島県南会津郡檜枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所一号放水口（二つある放水口のうち上流側）より上流三〇〇メートルまで及び下流六〇〇メートルまでの区域（電源開発専用道路内上大島橋橋脚上流端から上流四一〇メートルまで及び下流四九〇メートルまでの区域）
-----	--

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第七条第二項に定める場所に掲示してするものとする。

第六條 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、い わな、や	一五センチメートル

まめ	
ふな、うぐい	七センチメートル

2 前項の表の上欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。
(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	竿釣 <small>さおづり</small>	一日 一、〇五〇円 (組合事務所又は取扱所)
		一日 一、五〇〇円 (遊漁現場)
		一年 四、五〇〇円 (組合事務所)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 檜枝岐村漁業協同組合事務所

(2) 檜枝岐村漁業協同組合遊漁承認証取扱所
(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者

が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証

遊 漁 承 認 証					
No.					
下記のとおりに遊漁を承認します。 記					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">遊 漁 者</td> <td style="width: 50%;">住 所</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	遊 漁 者	住 所	氏 名		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;">写 真 貼 付</div>
遊 漁 者	住 所				
氏 名					
承 認 期 間 魚 種 漁 具 ・ 漁 法 遊 漁 区 域 遊 漁 料 発 行 者 檜 枝 岐 村 漁 業 協 同 組 合 (印)					

別記様式第2号
漁場監視員証

漁 場 監 視 員 証					
No.					
下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">監 視 員</td> <td style="width: 50%;">住 所</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	監 視 員	住 所	氏 名		
監 視 員	住 所				
氏 名					
有 効 期 間 発 行 者 檜 枝 岐 村 漁 業 協 同 組 合 (印)					

- 一 漁業権の免許番号 内共第二十七号（大鳥湖・奥只見湖・只見川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
代表者 檜枝岐村漁業協同組合
福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地一

- 伊北地区非出資漁業協同組合 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷千六百十九番地の九
- 魚沼漁業協同組合 新潟県魚沼市字佐梨千五百番地十六
- 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
- 認可に係る遊漁規則

伊北地区非出資漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則
(目的)

第一条 この規則は、伊北地区非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）、檜枝岐村漁業協同組合及び魚沼漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第二十七号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規	模
竿釣	竿数は、一人二本以内	

（遊漁期間）
第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
----	----

こい、ふな	一月一日から二月三十一日まで（ただし、六月一日から六月二〇日までの期間を除く。）
-------	--

うぐい	一月一日から二月三十一日まで（ただし、五月二十五日から五月三十一日までの期間を除く。）
-----	---

わかさぎ	一月一日から二月三十一日まで
------	----------------

いわな、やまめ	四月二日から九月三〇日まで
---------	---------------

（禁止区域）
第五条 前条に規定する期間内であっても、次の表に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区	域
一	福島県南会津郡只見町地内の電源開発株式会社大鳥発電所堰堤上流端より上流五〇メートルまでの区域
二	福島県南会津郡檜枝岐村地内の電源開発株式会社南沢取水路注水口中心から半径五〇メートルまでの区域
三	福島県南会津郡檜枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所一号放水口（二つある放水口のうち上流側）より上流三〇〇メートルまで及び下流六〇〇メートルまでの区域（電源開発専用道路内上大鳥橋橋脚上流端から上流四一〇メートルまで及び下流四九〇メートルまでの区域）

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第七条第二項に定める場所に掲示してするものとする。（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
こい、いわな、や	全	一五センチメートル

まめ	
ふな、うぐい	七センチメートル

2 前項の表の上欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。
 (遊漁料の額及び納付方法)
 第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一(一円未満切上げ)に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	竿釣 <small>さおづり</small>	一日、〇五〇円(組合事務所又は取扱所) 一日、五〇〇円(遊漁現場) 一年、四、七二五円(組合事務所)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 伊北地区非出資漁業協同組合事務所
- (2) 伊北地区非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所
 (遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 (遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。
 (違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証
表

裏

No	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者 (住所)	(年齢)
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者	写真 貼付
伊北地区非出資漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
<p>1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならぬ。</p> <p>2 本証を他人に貸与してはならない。</p> <p>3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならぬ。</p>

別記様式第2号
漁場監視員証
表

裏

No	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	(年齢)
氏名	
有効期間 発行者 伊北地区非出資漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
<p>1 監視員は、遊漁規則に違反した者又は密漁者を監視するものとする。</p> <p>2 監視員は、監視を行うときは、本証を携帯し、関係者の要求があったら提示しなければならぬ。</p> <p>3 遊漁規則第7条第2項ただし書により遊漁料を収納することができる。</p>

- 一 漁業権の免許番号 内共第二十七号（大島湖・奥只見湖・只見川）
- 二 漁業権者の名称及び住所
代表者 檜枝岐村漁業協同組合
福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十番地一

伊北地区非出資漁業協同組合 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷千六百十九番地の九

新潟県魚沼市字佐梨千五百番地十六

- 三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日。ただし、第三条の規定は、知事が別に定める日から施行する。

四 認可に係る遊漁規則

魚沼漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、魚沼漁業協同組合（以下「組合」という。）、檜枝岐村漁業協同組合及び伊北地区非出資漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第二十七号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭ですることができらる。

3 組合は、第一項の規定による申請があつたときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第八条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（キヤッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限）

第三条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕の尾数を五尾以内とし、五尾を超えた場合はその場で放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	組合が別に定めて公示した区域	四月二日から九月三〇日まで

2 前項の公示は、組合及び組合が委託する遊漁券取扱所に掲示してするものとする。

（漁具及び漁法の制限）

第四条 遊漁者は、第八条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規 模
竿釣	竿数は、一人二本以内

（遊漁期間）

第五条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こい、ふな	一月一日から一月三十一日まで（ただし、六月一〇日から六月二〇日までの期間を除く。）
うぐい	一月一日から一月三十一日まで（ただし、五月二五日から五月三十一日までの期間を除く。）
わかさぎ	一月一日から一月三十一日まで
いわな、やまめ	四月二日から九月三〇日まで

（禁止区域）

第六条 前条に規定する期間内であっても、次の表に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区 域
一 福島県南会津郡只見町地内の電源開発株式会社大島発電所堰堤上流端より上流五〇メートルまでの区域
二 福島県南会津郡檜枝岐村地内の電源開発株式会社南沢取水路注水口中心から半径五〇メートルまでの区域
三 福島県南会津郡檜枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所一号放水口（二つある放水口のうち上流側）より上流三〇〇メートルまで及び下流六〇〇メートル

トルまでの区域（電源開発専用道路内上大鳥橋橋脚上流端から上流四一〇メートルまで及び下流四九〇メートルまでの区域）

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第八条第二項に定める場所に掲示してするものとする。
（全長制限）

第七条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のもを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、いわな、やまめ	一五センチメートル
ふな、うぐい	七センチメートル

2 前項の表の上欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。

第八条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは当該額の二分の一（一円未満切上げ）に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	竿釣 <small>さおづり</small>	一日 一、〇五〇円（組合事務所又は取扱所） 一日 一、五七五円（遊漁現場） 一年 四、七二五円（組合事務所又は取扱所）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 魚沼漁業協同組合事務所
- (2) 魚沼漁業協同組合遊漁承認証取扱所
（遊漁承認証に関する事項）

第九条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証

（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第十一条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

裏

写真貼付	魚沼漁証第 遊漁承認証 号
発行 者	下記のとおりに遊漁を承認します。 魚沼漁業協同組合 (印)
承認 期間	魚種
遊漁者	
住所	
氏名	
年齢	歳 遊漁料金 円
注意事項	
1	本証は、他人に貸与してはならない。
2	本証は、遊漁の際は常に腕章に入れて携行し、監視員の要求があったときは提示しなければならぬ。
3	本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めたときは、その遊漁を中止させる。

漁具・漁法 遊漁区域	竿釣に限る
---------------	-------

貼付	発行 者
	魚沼漁業協同組合 (印)

別記様式第2号

漁場監視員証

No	漁場監視員証
	下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。
氏名	年齢 ()
住所	
写真	(有効期間)

一 漁業権の免許番号 内共第二十八号（尾瀬沼・沼尻川）
 二 漁業権者の名称及び住所

代表者 檜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地

利根漁業協同組合 群馬県沼田市西倉内町七百三十四番地の四

三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日
 四 認可に係る遊漁規則

檜枝岐村漁業協同組合内共第二十八号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、檜枝岐村漁業協同組合（以下「組合」という。）及び利根漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第二十八号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつていゝる水産動物（いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規	模
竿釣	竿数は、一人二本以内	

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期	間
いわな、やまめ	四月一日から九月一四日まで	

（禁止区域）

第五条 前条に規定する期間内であつても、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区	域	期	間
一 尾瀬沼周囲の中、大江川流入地点より西北西へ四〇〇メートル（あざみ湿原の終点まで）以内の区域		一月一日から一月三一日まで	
二 尾瀬沼周囲の中、尾瀬沼東岸の福島県と群馬県の県境より南西へ四〇〇メートル（松の突出しまで）以内の区域			

2 自然公園法第十八条の規定に基づく特別保護地区内においては、遊漁をしてはならない。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
いわな、やまめ	一五センチメートル	

2 前項の表の上欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは当該遊漁料の額に五〇パーセント（一〇〇円未満切捨て）を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊	漁	料
いわな、やまめ	竿釣	一日	一、〇五〇円（組合事務所又は取扱所）	
		一年	四、五〇〇円（組合事務所又は取扱所）	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 檜枝岐村漁業協同組合事務所
(2) 檜枝岐村漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

附 則

この規則の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間において第七条第一項の表遊漁料の欄中「一、〇五〇円」とあるのは、「一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証

遊 漁 承 認 証					
No					
下記のとおり遊漁を承認します。 記					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">遊 漁 者</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	遊 漁 者	住 所	氏 名		<p>承認期間 魚 種 漁具・漁法 遊漁区域 遊 漁 料</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">写 真 貼</div> <p>発行者 檜枝岐村漁業協同組合 (印)</p>
遊 漁 者	住 所				
氏 名					

別記様式第2号
漁場監視員証

漁 場 監 視 員 証					
No					
下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">監 視 員</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	監 視 員	住 所	氏 名		<p>有効期間 発行者 檜枝岐村漁業協同組合 (印)</p>
監 視 員	住 所				
氏 名					

一 漁業権の免許番号 内共第二十八号（尾瀬沼・沼尻川）

二 漁業権者の名称及び住所 代表者 檜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地

一 利根漁業協同組合 群馬県沼田市西倉内町七百三十四番地の四

三 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成二十五年九月一日

四 認可に係る遊漁規則 利根漁業協同組合内共第二十八号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第一条 この規則は、利根漁業協同組合（以下「組合」という。）及び檜枝岐村漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第二十八号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者とする当該漁業権の対象となつていゝる水産動物（いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第一項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第三条 遊漁者は、第七条第一項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の下欄に掲げる規模でなければならぬ。

漁具・漁法	規	模
竿釣	竿数は、一人二本以内	

（遊漁期間）

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期	間
いわな、やまめ	四月一日から九月一四日まで	

（禁止区域）

第五条 前条に規定する期間内であつても、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区	域	期	間
一 尾瀬沼周囲の中、大江川流入地点より西北西へ四〇〇メートル（あざみ湿原の終点まで）以内の区域		一月一日から二月三十一日まで	
二 尾瀬沼周囲の中、尾瀬沼東岸の福島県と群馬県の県境より南西へ四〇〇メートル（桧の突出しまで）以内の区域			

2 自然公園法第十八条の規定に基づく特別保護地区内においては、遊漁をしてはならない。

（全長制限）

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全	長
いわな、やまめ	一五センチメートル	

2 前項の表の上欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは当該遊漁料の額に五〇パーセント（一〇〇円未満切捨て）を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊	漁	料
いわな、やまめ	竿釣	一日	一、〇五〇円	
		一年	四、五〇〇円	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 利根漁業協同組合事務所
(2) 利根漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

- 第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。
2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の勵行に關して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第二号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

附 則

この規則の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間において第七条第一項の表遊漁料の欄中「一、〇五〇円」とあるのは、「一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別記様式第1号
遊漁承認証

No. 遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記	
遊漁者	住所 氏名 (年齢)
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 利根漁業協同組合 (印)	

別記様式第2号
漁場監視員証

No. 漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員 であることを証明する。	
氏名 (年齢)	住所
有効期間 発行者 利根漁業協同組合 (印)	